

事務連絡  
令和3年9月21日

介護予防訪問リハビリテーション事業所 管理者  
介護予防通所リハビリテーション事業所 管理者 様

長野市長 加藤 久雄  
(保健福祉部高齢者活躍支援課)

### 令和4年度事業所評価加算に関する届出について

平素より介護保険行政に御理解、御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、事業所評価加算は、前年の実績をもとに国保連合会で審査の上、基準に適合すると翌年度から加算が算定できるものです。令和4年度の事業所評価加算の算定を希望される事業所におかれましては、下記のとおり届出書の提出をお願いいたします。

なお、昨年度までに届出されている事業所におかれましては、再度提出していただく必要はありません。

### 記

#### 1 提出書類

- (1) (別紙2) 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書
- (2) (別紙1-2) 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表 (介護予防サービス)

※ 書類のダウンロード先についてはこちら。

長野市ホームページ > 組織で探す > 高齢者活躍支援課 > 介護保険事業者の皆様へ > 指定・更新・変更・体制等に関する届出について > 居宅サービス・居宅介護支援・施設サービス > 介護給付費算定に係る体制について

#### 2 提出部数

1部

#### 3 提出期限

令和3年10月15日 (金)

#### 4 提出先

長野市役所第二庁舎1階 高齢者活躍支援課介護施設担当

## 5 参考

※【 】内は介護予防通所リハビリテーションについての内容になります。

### (1) 事業所評価加算の概要

事業所評価加算は、【選択的サービス（運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービス）を行う】介護予防訪問【通所】リハビリテーション事業所について、効果的なサービスの提供を評価する観点から、評価対象期間（各年1月から12月）において、利用者の要支援状態の維持・改善の割合が一定以上となった場合に、当該評価対象期間の翌年度におけるサービスの提供につき加算（120単位/月）を行うものです。

### (2) 算定のための基準

#### ア 介護予防訪問リハビリテーション

(ア) 評価対象期間において、利用実人員数が10人以上であること。

(イ) 評価基準値が0.7以上であること。

※ 評価基準値＝（要支援状態区分の維持者数＋改善者数×2）／（評価対象期間内に介護予防訪問介護リハビリテーション費を3月以上算定し、その後に更新・変更認定を受けた者の数）

#### イ 介護予防通所リハビリテーション

(ア) 選択的サービスをおこなっていること。

(イ) 評価対象期間において、利用実人員数が10人以上であること。

(ウ) 評価対象期間において、利用実人員数の60%以上が選択的サービスを実施していること。

(エ) 評価基準値が0.7以上であること。

※ 評価基準値＝（要支援状態区分の維持者数＋改善者数×2）／（評価対象期間内に選択的サービスを3月以上利用し、その後に更新・変更認定を受けた者の数）

長野市保健福祉部高齢者活躍支援課  
介護施設担当

TEL：026-224-5094 FAX：026-224-5126

E-mail：kourei@city.nagano.lg.jp

事務連絡  
令和3年9月21日

介護予防通所介護相当サービス事業所管理者 様

長野市長 加藤 久雄  
(保健福祉部高齢者活躍支援課)

令和4年度事業所評価加算に関する届出について

平素より介護保険行政に御理解、御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、事業所評価加算は、前年の実績をもとに国保連合会で審査の上、基準に適合すると翌年度から加算が算定できるものです。令和4年度に本加算の算定を希望する事業所におかれましては、下記のとおり届出書の提出をお願いします。

なお、昨年度までに届出されている事業所におかれましては、再度提出していただく必要はありません。

記

**1 提出書類**

- (1) (別紙19) 介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等に関する届出書
- (2) (別紙1-4) 介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等状況一覧表

※ 書類のダウンロード先についてはこちら。

長野市ホームページ > 組織でさがす > 高齢者活躍支援課 > 介護保険事業者の皆様へ > 介護予防・日常生活支援総合事業に係る事業者の皆さんへ

**2 提出部数**

1部

**3 提出期限**

令和3年10月15日(金)

**4 提出先**

長野市役所第二庁舎1階 高齢者活躍支援課介護施設担当

## 5 参考

### (1) 事業所評価加算の概要

事業所評価加算は、選択的サービス（運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービス）を行う介護予防通所介護相当サービス事業所について、効果的なサービスの提供を評価する観点から、評価対象期間（各年1月から12月）において、利用者の要支援状態の維持・改善の割合が一定以上となった場合に、当該評価対象期間の翌年度におけるサービスの提供につき加算（120単位/月）を行うものです。

### (2) 算定のための基準

- ア 評価対象期間において、利用実人員数が10人以上であること。
- イ 評価対象期間において、利用実人員数の60%以上選択的サービスを実施していること。
- ウ 評価基準値が0.7以上であること。

※ 評価基準値＝（要支援状態区分の維持者数＋改善者数×2）／（評価対象期間内に選択的サービスを3月以上利用し、その後に更新・変更認定を受けた者の数）

		現在の状態			
		要支援2	要支援1	事業対象者	事業対象外(※)
元の状態	要支援2	A	B	A	B
	要支援1	—	A	A	B
	事業対象者	A	A	A	B

※要介護者になった者を除く

凡例：A…維持、B…改善、—…悪化

長野市保健福祉部高齢者活躍支援課  
介護施設担当  
TEL：026-224-5094 FAX：026-224-5126  
E-mail：kourei@city.nagano.lg.jp



## 「医療警報」を解除します

医療提供体制への負荷が軽減されつつあることから、新型コロナウイルス感染症「医療警報」を解除します。

### 1 趣旨

7月の4連休明けから新型コロナウイルス新規陽性者が急激に増加し、医療提供体制への負荷が高まったことから、8月6日には「医療警報」を、さらに8月20日には「医療非常事態宣言」を発出し、県民の皆様のご協力をいただきながら、新型コロナウイルス対策を強化してきました。

新規陽性者数は、ピーク時(8月17日～23日)には1週間で888人、人口10万人当たりで43.32人まで達しましたが、その後減少に転じ、直近1週間(9月7日～13日)では226人、人口10万人当たりでは11.02人となっています。

また、確保病床使用率は一時50%を超えたものの、9月13日現在では18.1%と、医療警報の発出基準である25%を下回っており、新規陽性者数の減少に伴って医療提供体制への負荷が軽減されつつあります。このため、新型コロナウイルス感染症「医療警報」を解除します。

医療従事者の皆様、暮らしや事業活動に大きな影響を受けながらも、感染防止にご協力いただいているすべての皆様に改めて感謝いたします。

### 2 県民及び事業者の皆様等へのお願い

次の点を考慮し、引き続き感染の抑え込みが必要であることから、**全県の感染警戒レベル4「新型コロナウイルス特別警報I」**は当面継続します。

- 新規陽性者数は減少傾向にあるものの、第4波のピーク(315人、4月10日～16日)と比較して依然として高水準であるほか、減少スピードが鈍化していること
- 緊急事態宣言の発出地域を中心に全国的には依然として感染状況が非常に厳しい地域が存在すること

県民及び事業者の皆様、出張等での来訪者の皆様は、別紙「『新型コロナウイルス特別警報I』の全県発出に伴うお願い」に沿った対応をお願いします。

信州版「新たな日常のすゝめ」



新型コロナウイルスの感染を防止するための行動を自ら考え実践しましょう

長野県 危機管理部  
消防課 新型コロナウイルス感染症対策室  
(室長) 湯沢 秀保 (担当) 南沢 潤  
電話 026-232-0111 (内線 4705)  
FAX 026-233-4332

## 「新型コロナウイルス特別警報Ⅰ」の全県発出に伴うお願い

R3.9.14 時点

以下についてご協力をお願いします。

### 1 県民、来訪者・旅行者の皆様への協力依頼

- ① 人との接触機会をできるだけ減らすようお願いします (特措法第24条第9項)  
(人と会う時は、距離をとり短時間で。普段会わない方と会う場合は特にご注意を。)
  - ・可能なら電話やオンラインで済ませてください
  - ・混雑する場所、換気の悪い場所は極力避けてください
- ② ご自宅等も含め、会食の際には次のことをお願いします (特措法第24条第9項)
  - ・茶飲み話や普段会わない方との会食は控えてください
  - ・同居のご家族以外で行う飲酒を伴う5人以上の会食については、感染対策の徹底が困難な場合には実施を控えてください
  - ・できるだけ黙食とし、会話をする際にはマスクを着用してください
  - ・「信州の安心なお店」認証店の利用を推奨します
- ③ 出張や旅行、帰省などで県境をまたぐ移動は今しばらく控えるようお願いします。別荘等での二地域居住者の皆様も、この時期の県を越えての移動は控えるようお願いします (特措法第24条第9項)
- ④ 店内における対人距離の確保、マスクの着用、施設の換気・消毒などの対策や「信州の安心なお店」認証、「新型コロナ対策推進宣言」の実施の有無を確認し、感染拡大予防ガイドラインを遵守している店舗等をご利用いただくようお願いします (特措法第24条第9項)
- ⑤ 体調に異変を感じた場合（発熱やせき、のどの違和感や鼻水、だるさ、味覚・嗅覚の異常など）は、外出せず、速やかに医療機関に相談してください
- ⑥ 出張等での来訪者、旅行者の方、二地域居住者の方は、上記①、②、④、⑤及び「信州版 新たな旅のすゝめ」を守るようお願いします (特措法第24条第9項)。

## 2 事業者の皆様等への協力依頼

### 【利用者、お客様に対する感染防止策】

- ① 商業施設・観光施設など不特定多数の方を受け入れる施設に限らず、店舗や施設の管理者におかれては、感染防止対策を徹底していただくとともに、状況に応じ入場制限等を実施してください  
(特措法第24条第9項)
  - ・人と人の距離を概ね2メートル程度確保するための入場制限等
  - ・施設内での物理的距離の確保
  - ・十分な換気
  - ・客が手を触れられる箇所の定期的な消毒
  - ・客の健康状態の聞き取り、入口での検温
- ② 観光関係者は地域で連携して感染防止対策に取り組んでください

### 【従業員に対する感染防止対策】

- ③ 在宅勤務・テレワークの推進をお願いします
- ④ 職場の感染対策を改めて点検・徹底してください
  - ・労働局が作成した「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」で点検してください。
- ⑤ 感染リスクが高い場所（食堂、寮など）での行動等について、従業員への注意喚起をお願いします

## 3 学校設置者等の皆様への協力依頼

- ① 市町村立及び私立の学校設置者の皆様は、「新型コロナウイルス感染症対策に係る県立学校運営ガイドライン」に基づく県立学校の対応も参考に、感染拡大防止対策に取り組んでください
- ② 保育所等については、感染防止対策を講じてもなお感染リスクが高い活動や、安全な実施が困難であると考えられる行事等の中止や延期の検討を市町村等に対して依頼します

## 第5波の収束に向け、感染防止対策の再徹底を

👉「飛沫感染」、「エアロゾル感染」、「接触感染」を意識し、以下の基本的な感染防止対策をより厳格に行ってください。

- 屋内及び人との会話時は、マスクを正しく着用(不織布マスクを推奨)
- マスクをしていても人との距離は最低1メートルを確保
- 屋内や車内は十分に換気(屋内では30分に一回以上、数分間程度窓を全開)
- 人と同じものを触ることを避け、適切なタイミングで正しく手洗い・手指消毒

1 人との接触機会をできるだけ少なくしてください。

2 自宅等も含め、茶飲み話や普段会わない人との会食は控えてください。

3 県境をまたぐ移動(旅行、帰省、出張など)は今しばらく控えてください。

4 体調に異変を感じた場合(発熱やせき、のどの違和感や鼻水、だるさ、味覚・嗅覚の異常など)は、外出せず、速やかに医療機関に相談してください。

5 ワクチンの効果と副反応を知った上で、ワクチン接種をご検討ください。接種がお済みの方も感染対策の徹底をお願いします。

県外への訪問が必要な方や、様々な理由によりワクチン接種を受けることができない方もいます。差別や誹謗中傷は行わず、県民お一人おひとりが「思いやり」の心を持ち「支え合い」の輪を広げましょう。



# 令和3年度 福祉関係者のための成年後見制度活用講座開催要項

- 1 趣 旨** 高齢になっても障がいがあっても、その人らしく安心して暮らしていくことが願いです。超高齢社会の進行、障がい者の地域移行が進む中で、判断能力が十分でない方の権利擁護のために、身上保護や財産管理等を行う成年後見制度の活用が求められています。  
この講座は、主に福祉関係者を対象に成年後見制度等の基礎知識・実務を学ぶことを目的に開催します。
- 2 主 催** 公益社団法人長野県社会福祉士会
- 3 企画運営** 権利擁護センターぱあとなあながの運営委員会
- 4 後 援** 長野県 / 社会福祉法人長野県社会福祉協議会  
(予 定)
- 5 開催期日** 令和3年 **10月26日(火)** 9:30~16:30
- 6 開催方法** Zoom によるオンライン研修
- 7 日程内容**

時 間	内 容 (講師：長野県社会福祉士会・ぱあとなあ会員)
8:45~	開 場
9:30~ 9:40	開 会・オリエンテーション
9:40~10:45	講義1 意思決定支援と成年後見制度 権利擁護、成年後見制度利用促進法・基本計画、地域連携ネットワーク等
10:45~10:55	<休憩>
10:55~12:00	講義2 成年後見制度の概要 成年後見制度の理念、法定後見制度、成年後見登記制度等
12:00~13:00	<昼食&休憩>
13:00~14:00	講義3 日常生活自立支援事業と任意後見制度 日常生活自立支援事業及び任意後見契約の概要・仕組み、利用手続き等
14:00~14:10	<休憩>
14:10~15:15	講義4 後見業務実務の実際 ① (事例を中心に) 成年後見人等の審判申立て支援、後見業務の実務、関係者等との連携等
15:15~15:25	<休憩>
15:25~16:30	講義5 後見業務実務の実際 ② (事例を中心に) 成年後見人等の職務や実務、司法関係専門職との連携、相続・死後実務等
16:30—	閉 会
15:15~17:00	個別相談 成年後見ケースの個別無料相談 (希望者のみ) <input type="checkbox"/> 要申込

- ※ 講師との打合せにより時間・内容等変更することがありますのでご承知おきください。
- ※ 講義5と並行して「成年後見ケース」の個別無料相談を行います。希望する方は申込フォームで希望時間を選択し、相談内容を簡単にご記入ください。
- ※ 「権利擁護センターぱあとなあながの」は、本会の内部組織です。ぱあとなあ会員は本会の会員で、基礎研修Ⅰ～Ⅲ修了を受講要件とした成年後見人材育成研修を修了していることを登録要件としています。

- 8 受講者
- 定員100名(定員になり次第締め切ります)
  - 市町村行政・地域包括・社協職員、福祉事業所職員、その他関心ある方
  - 1台の機器で複数名の受講は可能です。  
ただし、機器1台で複数名が受講する場合も、受講費はそれぞれ負担いただきます。

- 9 受講費 会員 2,000円 非会員 4,000円
- ◆ 10月15日(金)までに下記の口座にお振込みください。

◇ 金融機関 : 八十二銀行県庁内支店 ◇ 普通口座  
◇ 口座番号 : 642593  
◇ 口座名義 : 長野県社会福祉士会

注) 期日までに振込が出来ない場合は、必ず事前にご連絡ください。

## 10 留意事項

- ◆ 受講費の振込みを持って受講決定とさせていただきます。  
受講決定通知はお送りしませんが、定員オーバー等で受講できない場合は連絡します。
- ◆ 研修5日前までには、当日参加URLをメールでお送りいたします。
- ◆ キャンセルの場合は資料を送付し受講料の返金はしませんのでご了承ください。

## 11 申込方法

メールアドレスが必須なため **Web フォームからの申込みのみ**受け付けいたします。

成年後見制度活用講座申し込み Web フォーム  
<https://forms.gle/3L3o7Jjpnbxfnenf8>  
本会ホームページからもお申込みいただけます。



- ※ FAX・電話での申し込みは受け付けできません。
- ※ 上記 URL または QR コードからお申し込みください。
- ※ 機器1台で複数名受講する場合でも、全員個別にお申し込みください。

## 12 申込期限 10月8日(金)

## 13 オンライン研修参加方法

- ◆ パソコン、タブレット等から受講いただけます。
- ◆ 参加にかかるデータ通信料は参加者負担となりますのでご了承ください。
- ◆ 長時間に渡り映像を視聴いただくため、安定したインターネット回線(Wi-Fi等)での受講を推奨いたします。
- ◆ 携帯電話会社の回線(パケット通信)でも受講は可能ですが、データ量が大きいため、通信料金やお使いの端末の契約内容にご注意ください。

## 14 その他

新型コロナウイルス感染症拡大によるスタッフ・講師等の外出制限や配信場所が確保できない場合、自然災害等により開催に変更が生じる場合は、研修前日の正午までにメール配信・ホームページ等でご案内いたしますので各自ご確認ください。

## 15 問合せ先



公益社団法人長野県社会福祉士会  
〒380-0836 長野市南県町685-2 長野県食糧会館6F  
TEL : 026-266-0294 FAX : 026-266-0339  
E-mail : info@nacs.jp HP : http://nacs.jp/

## 長野市消費者被害防止見守りネットワーク情報

近年、豪雨災害等が多く発生しています。  
住宅の点検商法に注意！

「無料で点検」と訪問してくる事業者には、  
注意しましょう。

住宅の場合、屋根や床下、排水管など、  
容易に確認できない箇所の判断が難しく、  
「言われるまま、工事契約をして  
しまった。」との事案があります。  
契約をせかされても、複数の事業者から  
見積もりを取って比較検討しましょう。

## ◎悪質な事業者を見分けるコツ

- ・ 契約書を交わさない
- ・ 修理も含めて一括契約する
- ・ 保険金が支払われると断定する
- ・ 見積書で損傷の範囲を明確にしない

- ◆ 近所の高齢者の方に「声かけ」、「見守り」を日頃から行い、消費者被害は未然に防止する・被害に気づいていない人に、気づかせる機会を設けてください。

「自分は、大丈夫」と思っているあなた、・・・騙されやすいです。

## ～不安を感じたら迷わず電話～

- ◆ 長野市消費生活センター 224-5777  
(消費者ホットライン 188)
- ◆ 長野中央警察署 244-0110
- ◆ 長野南警察署 292-0110  
(警察相談専用電話 #9110)

【発行元】長野市地域・市民生活部  
市民窓口課 消費生活センター  
〒380-0835 長野市大字南長野新田町 1485-1  
長野市もんぜんぶら座 4階

## 別紙6

## 介護予防教室・介護者教室・介護者のつどいのご案内 (2021年10月)

月	日	曜日	時間帯	開始時間	終了時間	講座テーマ	主な内容	形態	実施会場の地区名	会場名	対象	参加費	定員	事前申し込み	申込開始日	担当	問合せ先電話番号
10	7	木	午前	10時	11時30分	介護予防教室 『はつらつ元気体操』 ～フレイル予防体操ヨガ・腰痛体操～	健康	教室	朝陽	朝陽公民館分館 2階集会室	市内在住の65歳以上の方	無料	10 ～ 15名	要	随時	地域包括支援センター コンフォートきたながいけ	254-5250
10	11	月	午前	10時	11時30分	介護者教室 『病気をしてもおいしく食べたい！ たくさんしゃべりたい！』 ～ご存じですか？お口のリハビリテーション～	介護	講座	安茂里	かがやきひろば安茂里 2階研修室1	市内在住の介護をされている方	無料	20名	要	9月21日	地域包括支援センター 安茂里	226-3895
10	14	木	午前	10時	11時30分	介護予防教室 『知っておきたい薬のリスクと 正しい使い方』	健康	教室	朝陽	朝陽公民館分館 2階集会室	市内在住の65歳以上の方	無料	10 ～ 15名	要	随時	地域包括支援センター コンフォートきたながいけ	254-5250
10	14	木	午前	10時	11時	介護者のつどい 『男性介護者のつどい』	介護	つどい	更北	更北公民館	市内在住の介護をされている方	無料	12名	要	9月1日	在宅介護支援センター インターコート藤	284-6215
10	14	木	午後	1時30分	3時	介護予防教室 『転倒予防教室』	運動	教室	篠ノ井	篠ノ井交流センター 第4.5学習室	市内在住の65歳以上の方	無料	15名	要	9月1日	地域包括支援センター 篠ノ井総合病院	261-1062
10	20	水	午後	1時30分	3時	介護予防教室 『楽しく認知症予防！』 ～シナプソロジーと脳トレ～	健康	教室	芹田	芹田公民館	市内在住の65歳以上の方	無料	30名	要	9月1日	地域包括支援センター 芹田	217-5650
10	21	木	午前	10時	11時30分	介護予防教室 『オーラルフレイルを防いで 全身の健康を守ろう』	健康	教室	朝陽	朝陽公民館分館 2階集会室	市内在住の65歳以上の方	無料	10 ～ 15名	要	随時	地域包括支援センター コンフォートきたながいけ	254-5250
10	28	木	午前	10時	11時	介護予防教室 『骨粗しょう症とは？』	介護	講座	更北	更北公民館	市内在住の65歳以上の方	無料	12名	要	9月1日	在宅介護支援センター インターコート藤	284-6215